

公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの通報に関する処理の指針

1 指針の目的

この指針は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、公益通報者の保護と公益通報に対する迅速で適切な対応に必要な事項を定めることにより、市民の生命や財産、生活環境を守るとともに、市政への信頼を確保することを目的とします。

2 基本事項

(1) 秘密保持及び個人情報保護の徹底

通報に関する事項は、慎重に取り扱い、不用意に秘密が漏れないようにします。

また、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

(2) 利害関係者の排除

通報を適正に処理するために、通報内容に利害関係がある者を、事案の調査等に関与させないようにします。

(3) 迅速な対応

法に基づく通報は、生命や財産、生活環境に多大な影響を与えることが想定されるため、迅速な対応を心掛けます。

3 通報の処理

(1) 通報に関する窓口

法に基づく通報は、処分又は勧告等の権限を有するなど通報内容に関連する法令等を所管する部署を窓口とします。

(2) 通報対象の範囲

通報の窓口においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付けます。

(3) 通報者の範囲

通報の窓口では、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付けます。

(4) 通報の受付と教示

ア 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対

し説明します。

イ 通報対象事実について、当該担当部署が権限を有しないときは、権限を有する担当部署又は行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示します。

ウ 通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知します。

(5) 調査の実施

ア 通報を受理した後は、必要な調査を行います。

イ 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行います。

ウ 適切な法執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果はできるだけ速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するように努めます。

(6) 受理後の教示

通報事案の受理後において、当該部署ではなく他の部署又は他の行政機関が処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、権限を有する部署又は行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示します。この場合において、当該教示を行う部署は、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供します。

(7) 調査結果に基づく措置の実施

調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとります。

(8) 通報者への措置

ア 当該部署が措置をとったときは、その内容を適切な法執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するように努めます。

イ 通報の受理から処理の終了までを30日以内で完了できるように努めます。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

4 通報者等の保護

(1) 通報者等の保護

正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとります。

5 その他

(1) 通報関連資料の管理

通報処理を実施した部署は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理します。

(2) 周知

本市の契約の相手方又は補助金等の交付先（以下「相手方事業者」という。）における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合（過去に不正が発生し同種の事案の再発防止の必要性が高い場合、事業者の専門性に大きく依存する事業など外部からの監督だけでは不正の発見が困難な場合、不正が発生すると個人の生命、身体、財産その他の利益が侵害されるおそれがある場合など。）には、相手方事業者に対して、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日 内閣府告示第118号）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月13日 消費者庁）に基づく取組の実施を求めることなどに努めます。

(3) 協力義務

職員は、本指針に定める通報について、他の行政機関その他公の機関からの調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うこととします。

6 施行期日

この指針は、平成18年4月1日から施行します。

この指針は、平成30年4月1日から施行します。

この指針は、令和4年6月1日から施行します。